

出席停止になる学校感染症

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」が下表のように分類されています。
また、学校における感染拡大防止のため、医師による登校の許可が出るまでの期間は「出席停止扱い」となります（欠席扱いになりません）。**再登校の際には、医師による証明書（*別紙「証明書」）が必要になります。**

「証明書」の用紙は「入学のしおり」の巻末の他、事務室・保健室にあります。また本校のホームページからダウンロードもできます。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ 指定感染症、新感染症	治癒するまで （または症状が改善し他への感染の恐れがなくなると医師が判断するまで）
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで * 現在、インフルエンザについては、「証明書」ではなく「療養報告書（保護者記載）」を提出していただくこととなっています
	百日咳	特有の咳（吸気性笛声）が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱後3日を経過するまで
第二種	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	すべての発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（群馬県では定めていません）